

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 規則

ページ

- 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【建設局公園緑地部公園管理課】 3

◇ 告示

- 平成31年度固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所【財政局税務部固定資産税課】 5
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部精神保健福祉課】 6
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部精神保健福祉課】 7
- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 8
- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 9

◇ 公告

- 賃貸借契約に係る一般競争入札の公告（2件）【建築都市局住宅部住宅管理課】 10
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【保健福祉局総務部地域リハビリテーション推進課】 16
- 特定調達契約の相手方の決定【市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課】 19

◇ 上下水道局

- 給水装置工事事業者の指定【上下水道局水道部配水管理課】 20

- 指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出【上下水道局水道部配水管理課】 2 1

◇ 市選挙管理委員会

- 北九州市議会議員及び北九州市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する告示【行政委員会事務局選挙課】 2 2
- 選挙運動及び政治団体等の政治活動に関する規程の一部を改正する告示【行政委員会事務局選挙課】 2 4

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成31年2月27日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第6号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成30年北九州市条例第67号）中別表第1の3 有料施設の使用料の表のその他の項の改正規定（

「

三萩野公園駐車施設	普通自動車	1台につき30分又はその端数ごとに	100円以下の範囲内で規則で定める額	普通自動車とは、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）による改正前の道路交通法（以下「改正前の道路交通法」という。）第3条に規定する普通自動車をいう。
-----------	-------	-------------------	--------------------	--

を

」

「

延命寺臨海公園駐車施設	普通自動車	駐車を開始した時から12時間ごとに、6時間以内の駐車は1台につき2時間又はその端数ごとに100円以下の範囲内で規則で定める額、6時間を超えて12時間以内の駐車は1台につき400円以下の範囲内で規則で定める額とする。	1 普通自動車とは、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）による改正前の道路交通法（以下「改正前の道路交
-------------	-------	---	---

」

				<p>通法」という。 。) 第3条に規定する普通自動車をいう。 。 2 駐車時間が20分以内のときは、無料とする。</p>
三萩野公園駐車施設	普通自動車	1台につき30分又はその端数ごとに	100円以下の範囲内で規則で定める額	普通自動車とは、改正前の道路交通法第3条に規定する普通自動車をいう。

に

」

改める部分に限る。)の施行期日は、平成31年3月24日とする。

北九州市告示第 65 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 416 条第 3 項の規定により、平成 31 年度固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所を次のとおり告示する。

平成 31 年 3 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 縦覧期間

平成 31 年 4 月 1 日から同年 5 月 7 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに同月 1 日を除く。）

2 縦覧時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。ただし、木曜日は午後 7 時まで。

3 縦覧場所

資産の所在区	縦覧場所
門司区、小倉北区及び小倉南区	北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号 財政局東部市税事務所固定資産税課
若松区、八幡東区、八幡西区及び戸畑区	北九州市八幡西区黒崎三丁目 1 5 番 3 号 財政局西部市税事務所固定資産税課

北九州市告示第66号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。

平成31年3月1日

北九州市長 北 橋 健 治

精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地		変更年月日
八幡薬剤師会薬局	旧	北九州市八幡東区西本町四丁目14番11号	平成31年1月25日
	新	北九州市八幡東区尾倉二丁目6番22号	

北九州市告示第67号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成31年3月1日

北九州市長 北 橋 健 治

薬局（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
そうごう薬局黒崎中央店	北九州市八幡西区筒井町4番1号	平成31年 3月1日

北九州市告示第68号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。

平成31年3月1日

北九州市長 北 橋 健 治

育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地		変更年月日
八幡薬剤師会薬局	旧	北九州市八幡東区西本町四丁目14番11号	平成31年 1月25日
	新	北九州市八幡東区尾倉二丁目6番22号	

北九州市告示第69号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成31年3月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 薬局（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
そうごう薬局黒崎中央店	北九州市八幡西区筒井町4番1号	平成31年3月1日

2 訪問看護ステーション等（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
アイビー訪問看護ステーション	北九州市小倉北区高峰町17番10号	平成31年3月1日

北九州市公告第126号

一般競争入札により、北九州市営住宅コインパーキング設置事業者賃貸借契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年3月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

- (1) 契約の名称 北九州市営住宅コインパーキング設置事業者賃貸借契約
- (2) コインパーキングを設置する団地名 北九州市営住宅本城団地及び北九州市営住宅蟹住団地
- (3) 履行の内容等 仕様書に定めるとおり
- (4) 履行期間 平成31年6月1日から平成32年3月31日まで。ただし、翌年度以降も1年間単位での更新を可能とし、最長4年10箇月（平成36年3月31日まで）の継続使用ができる。
- (5) 履行場所 市の指示する場所
- (6) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) コインパーキング施設の設置・運營業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有する者であること。
- (4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時

- ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市建築都市局住宅部住宅管理課
- イ 日時 公告の日から平成31年3月19日まで（日曜日及び土曜日を
除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午
後4時30分まで
- (2) 募集要項等の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。電
子メールでの送付を希望する場合は、北九州市建築都市局住宅部住宅管理
課に問合せのこと。
- (3) 入札説明会 実施しないものとする。
- (4) 質問の方法 平成31年3月8日（金）午後4時までに、電子メー
ル又はファックスの方法で行うこと。
なお、それ以外の方法によるものは受け付けない。また、いずれの方法
による場合も、電話で到達の確認を行うこと。
- (5) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希
望する者は、平成31年3月8日までに競争参加の申出書を北九州市建築
都市局住宅部住宅管理課に提出しなければならない。
- (6) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便に
より、平成31年3月19日（火）午後5時までに必着のこと。
- (7) 入札及び開札の場所及び日時
- ア 入札日時 平成31年3月20日（水）午後2時
- イ 開札日時 入札締切り後直ちに行う。
- ウ 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所本庁舎地下2階第2入札室

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金 入札価格の100分の10以上。ただし、契約規則第5
条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金 契約金額の100分の10以上。ただし、契約規則第2
5条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効
- 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

- イ 申請書等に虚偽の記載をした者が入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最高の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市建築都市局住宅部住宅管理課

郵便番号 803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2556

ファックス 093-582-4021

北九州市公告第127号

一般競争入札により、北九州市営住宅コインパーキング設置事業者賃貸借契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年3月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

- (1) 契約の名称 北九州市営住宅コインパーキング設置事業者賃貸借契約
- (2) コインパーキングを設置する団地名 北九州市営住宅勝山北団地
- (3) 履行の内容等 仕様書に定めるとおり
- (4) 履行期間 平成31年6月1日から平成32年3月31日まで。ただし、翌年度以降も1年間単位での更新を可能とし、最長4年10箇月（平成36年3月31日まで）の継続使用ができる。
- (5) 履行場所 市の指示する場所
- (6) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) コインパーキング施設の設置・運營業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有する者であること。
- (4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時
 - ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建築都市局住宅部住宅管理課

イ 日時 公告の日から平成31年3月19日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 募集要項等の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。電子メールでの送付を希望する場合は、北九州市建築都市局住宅部住宅管理課に問合せのこと。

(3) 入札説明会 実施しないものとする。

(4) 質問の方法 平成31年3月8日（金）午後4時までに、電子メール又はファックスの方法で行うこと。

なお、それ以外の方法によるものは受け付けない。また、いずれの方法による場合も、電話で到達の確認を行うこと。

(5) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成31年3月8日までに競争参加の申出書を北九州市建築都市局住宅部住宅管理課に提出しなければならない。

(6) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成31年3月19日（火）午後5時までに必着のこと。

(7) 入札及び開札の場所及び日時

ア 入札日時 平成31年3月20日（水）午後2時

イ 開札日時 入札締切り後直ちに行う。

ウ 場所 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第2入札室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の10以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の10以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者が入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最高の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市建築都市局住宅部住宅管理課

郵便番号 803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2556

ファックス 093-582-4021

北九州市公告第129号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成31年3月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

北九州市総合保健福祉センター電力供給 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 平成31年7月1日から平成32年6月30日まで

(4) 履行場所 北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号

北九州市総合保健福祉センター

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者としての登録を受けている者であること。

(4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093

－ 5 8 2 － 2 5 4 5) に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成 3 1 年 3 月 2 9 日まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号) に規定する休日 (以下「日曜日等」という。)) を除く。) に競争入札参加資格申請を行わなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区馬借一丁目 7 番 1 号

北九州市保健福祉局総務部地域リハビリテーション推進課

イ 日時 公告の日から平成 3 1 年 4 月 1 2 日まで (日曜日等を除く。)

の毎日午前 9 時から午前 1 1 時 3 0 分まで及び午後 1 時から午後 4 時 3 0 分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成 3 1 年 3 月 2 9 日までに競争参加の申出書を北九州市保健福祉局総務部地域リハビリテーション推進課に提出しなければならない。

(4) 郵送による場合の入札書の受領期限 第 1 号アの場所に書留郵便により、平成 3 1 年 4 月 1 1 日午後 5 時までに必着のこと。

(5) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区馬借一丁目 7 番 1 号

北九州市総合保健福祉センター 6 階 6 1 会議室

イ 日時 平成 3 1 年 4 月 1 2 日午後 2 時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の 1 0 0 分の 5 以上。ただし、契約規則第 5 条第 7 項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の 1 0 0 分の 5 以上。ただし、契約規則第 2 5 条第 7 項第 1 号又は第 3 号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等
北九州市保健福祉局総務部地域リハビリテーション推進課
〒802-8560 北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号
電話 093-522-5311

6 Summary

- (1) The contract item up for tender:
Power supply to Kitakyushu Central Health and Welfare office
- (2) Deadline of Tender(by hand)
2:00p.m., April 12, 2019
- (3) Deadline of Tender(by mail)
5:00p.m., April 11, 2019
- (4) For further information, please contact:
Regional Rehabilitation Promotion Division, General Affairs Department, Public Health and Welfare Bureau, City of Kitakyushu

北九州市公告第130号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成31年3月1日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
住民記録システム・CS等データ連携機能保守運用業務委託 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成30年12月28日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
株式会社アール・ケー・ケー・コンピューター・サービス
熊本市中央区九品寺一丁目5番11号
- 5 契約金額
3,186万円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第11条第1項第2号に該当するため

北九州市上下水道局告示第 1 号

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 16 条の 2 第 1 項の規定による給水装置工事事業者の指定を行ったので、同法第 25 条の 3 第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 31 年 3 月 1 日

北九州市上下水道局長 有 田 仁 志

指定番号	工事店の 名 称	代表者	所在地	指定年月日
M-165	アス・ロード株式会社	竹元裕美	北九州市小倉南区 徳力新町一丁目 4 番 18 号	平成 31 年 3 月 1 日
F-197	株式会社ア ースライン	松永 武	福岡市南区横手四 丁目 10 番 11 号	平成 31 年 3 月 1 日

北九州市上下水道局告示第2号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年北九州市水道局管理規程第7号）第4条の規定により次のとおり告示する。

平成31年3月1日

北九州市上下水道局長 有 田 仁 志

指定番号	工事店の 名 称	代表者	所在地	廃止年月日
M-137	松尾興産株式会社	松尾茂樹	北九州市小倉南区沼本町一丁目14番18号	平成31年1月31日
F-140	株式会社泉住設	田端由季絵	福岡市西区横浜一丁目45番12号	平成31年2月12日

北九州市選挙管理委員会告示第24号

北九州市議会議員及び北九州市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年3月1日

北九州市選挙管理委員会
委員長 日高義隆

北九州市議会議員及び北九州市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する告示

北九州市議会議員及び北九州市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（平成5年北九州市選挙管理委員会告示第28号）の一部を次のように改正する。

第1号様式その2中「北九州市選挙管理委員会」を「（区選挙管理委員会經由）に、「執行選挙」を「執行選挙（選挙区）」に、「備考会」

「備考
契約届出書には、契約書の写しを添付してください。」を 1 契約届出書
2 北九州市議

には、契約書の写しを添付してください。

会議員選挙にあつては当該区の選挙管理委員会に、北九州市長選挙にあつては
に改める。

北九州市選挙管理委員会に提出してください。」

第2号様式その2及び第3号様式その2中「執行選挙」を「執行選挙（選挙区）」に改める。

第5号様式中「選挙」の次に「（選挙区）」を加え、「70,000枚」を「北九州市議会議員選挙にあつては8,000枚、北九州市長選挙にあつては70,000枚」に改める。

第7号様式その2中「執行選挙」を「執行選挙（選挙区）」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この告示は、平成31年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第1号様式その2、第2号様式その2、第3号様式その2、第5号様式及び第7号様式その2は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される北九州市議会議員の選挙及び北九州市長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された北九州市議会議員の選挙及び北九州市長の選挙については、なお従前の例による。

北九州市選挙管理委員会告示第25号

公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政治団体等の政治活動に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年3月1日

北九州市選挙管理委員会
委員長 日高義隆

公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政治団体等の政治活動に関する規程の一部を改正する告示

公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政治団体等の政治活動に関する規程（昭和38年北九州市選挙管理委員会告示第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「候補者」を「公職の候補者（以下「候補者」という。）」に改める。

第4条中「公職の」を削る。

第8条中「市長の選挙において、」を削る。

第10条第1項中「市長の選挙における」を削る。

第14条第3項中「公職の」を削る。

第26条の2第2項中「第201条の11第8項」を「第201条の11第2項」に改める。

第29条第1項中「公職の」を削り、「以下「候補者等」という。）又は当該候補者等」を「）又はこれらの者」に改める。

別記第5号様式中 「○年○月○日執行北九州市長選挙 候補者氏名 ㊦」を 「○年○月○日執行○○選挙 候補者氏名 ㊦」に改める。

別記第6号様式を次のように改める。

第6号様式（第9条関係）

○年○月○日執行 ○ ○ 選挙 選挙運動用 (候補者氏名) (選挙区) 北九州市選挙管理委員会

備考

- 1 中央に市章を地模様と同色で印刷する。
- 2 「候補者氏名」及び「選挙区」は、委員会の定める符号を用いる。

別記第7号様式表面中「北九州市長選挙」を「〇〇選挙」に改める。

付 則

この告示は、平成31年3月1日から施行する。